

中小企業向け商法改正説明会について

平成 16 年 11 月
中 小 企 業 庁

1. 説明会の実施について

現在、法制審議会において審議が行われている商法現代化の作業については、我が国企業活動の根底をなす法制の大改正となり、中小企業の経営に与える影響も大きいことが予想される。このため、中小企業庁は、以下のような説明会を全国各地で実施した。

(1) 目的

- これまでの審議会においても、中小企業団体等と密接に連絡・調整を行い審議会の議論に反映してきたところではあるが、今次法改正のおおまかな方向性が見えてきたところで、実際の中小企業者の生の声を聴取し、その反応を探る。
- 法案成立の際には、その施行に向けて本格的な広報活動を実施することを予定しているが、その効果的な広報活動の方策を図るため、予め中小企業者の関心事項の在処等を把握し、広報媒体や広報ルートの在り方を検討する。

(2) 実施場所・時期

全国 8 カ所の経済産業局において説明会を開催した。加えて、商工会議所、全国中小企業団体中央会等においても説明会を実施している（実施予定含む）。

経済産業局説明会

	開催日	参加者		開催日	参加者
北海道	9月17日	98名	近畿	9月6日	169名
東北	9月22日	27名	中国	9月9日	80名
関東	9月10日	188名	四国	9月10日	55名
中部	9月21日	47名	九州	9月14日	100名

日本商工会議所 中小企業相談所長会議で説明

	開催日		開催日
根室	10月7日	大阪	11月19日
鳥取	10月27日	秋田	11月25日

東京 9月15日（産業経済委員会で説明）

帯 広 12月 2日（一般企業向けセミナーで説明）

全国商工会連合会
東 京 10月15日

中小企業団体中央会
東 京 9月27日

他含め、合計17回開催。

（3）実施方法等

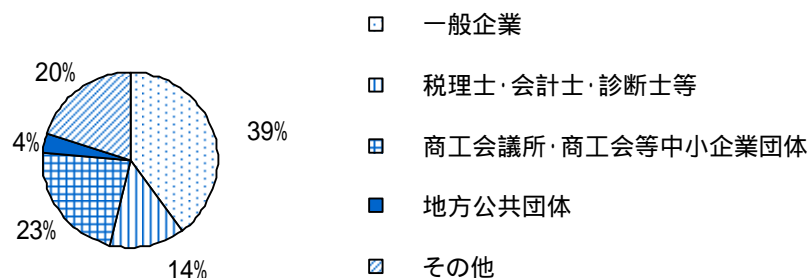
- 本省及び各局で開設しているHPで説明会の実施の掲載を行う他、中小企業基盤整備機構から発行している中小企業メールマガジン、各中小企業団体ホームページ・広報誌等で紹介して参加を募集した。
- 説明は、中小企業経営者に関心があると思われる事項を中心にまとめた資料を用いて中小企業庁の担当者が行った。また、参加者からの質問・意見に対して応答した。
- 法制審議会会社法部会で方向性がほぼ確認されてから直ちに開催を決めたため、予告期間が短かった（最短の場所では約1ヶ月）にも関わらず、経済産業局における説明会への参加者の合計が764人を数えるなど、多くの参加があり関心の高さをうかがわせた。

2. 参加者の反応について

（1）参加者の顔ぶれ

主な参加者の顔ぶれは、地元中小企業社員、中小企業関係団体職員、税理士、公認会計士、中小企業診断士、地方公共団体職員といったからの参加が多かった。一方、中小企業の経営者自体の参加は限定的だった。

来場者の所属



(2) 参加者からの主な質問・意見

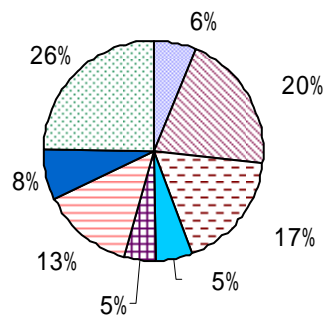
上述のように、参加者から質問は紙面に記入してもらい、回収した。多かった質問を順に列記すると以下のとおり。

- 有限会社はどうなるのか？このまま有限会社として経営できるのか？
- 最低資本金特例により設立された会社はどうなるのか？
- 会計参与制度とは何か？
- 最低資本金規制が撤廃された場合、資本金に代わる指標は何か？

3. 総括

- 概観すると、今回の会社法改正全体の動きに対して、大きな不満が寄せられるということはない。
- 一方、短期間の募集であったにもかかわらず予想を超える参加者を得たこと、局における説明会実施後にもいくつかの団体から個別に説明会を開催してもらいたいという要望が引き続き寄せられていることから、関心は相当高いと考えられる。
- ただし、中小企業経営者自体の出席が限定的であったことにかんがみると、法律公布後の本格的な広報活動の際に、情報伝達を十分に行うためには、各機関との連携も含め、説明会等の広報媒体の在り方を検討することが必要と考えられる。

本説明会を何で知ったか？



- 経済省HP
- 中企庁HP
- 経済産業局HP
- 各中小企業団体HP
- E-中小企業ネットマガジン
- 中小企業基盤整備機構HP
- 知人の紹介
- その他

- 広報内容についても、今回得られた関心項目の在処を念頭において、よりわかりやすく、中小企業経営者の関心を得られるものとする必要がある。